

○文部科学省告示第七十八号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年十二月二十二日

文部科学大臣 松野 博一

ポーラ・ムニエの肖像	小さな棧敷席	ボート	ピンクと黒の帽子を被る少女		雛菊を持つ少女	指定をした海外の美術品等 (以下「指定美術品等」とい う。)の名称
同右	同右	同右	同右		平成二十八年十二月 二十二日	指定をした日
同右	同右	同右	同右		平成二十九年一月四 日から同年四月二十 六日まで	指定の有効期間
同右	同右	同右	同右	同右 東北放送株式会社 事業局長 長瀬 直之 宮城県仙台市太白区八木山香澄町二 十六―一	株式会社河北新報社 事業担当局長 鈴木 紳一 宮城県仙台市青葉区五橋一―二―二 十八 宮城県美術館 館長 有川 幾夫 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十 四―一	指定美術品等を公開しようとする者 の氏名又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名
同右	同右	同右	同右		宮城県美術館 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四―一 平成二十九年一月十四日から同年四月十六 日まで	指定美術品等を公開する予定の施設の名称 及び所在地並びに指定美術品等を公開する 予定の期間